

あま市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日制工事 対象期間内のすべての月ごとにおいて7分の2（28．

5％）以上の日数の現場閉所を達成したと認められる状態。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では7分の2（28．5％）以上の日数に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、7分の2（28．5％）以上の日数の現場閉所を達成しているものとする。

(2) 対象期間 契約締結日から工事完了日（完了届提出日）までの期間。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除くものとする。

ア 準備期間（契約締結日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

ウ 夏季休暇（3日間）

エ 年末年始休暇（6日間）

オ 工場製作のみの期間

カ 工事全体を一時中止している期間

キ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

(対象工事)

第3条 本要領の対象工事は、あま市及びあま市水道事業の発注する工事（工事の積算基準及び歩掛表を用いる工事）で、令和8年4月1日以降に契約する全ての

工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
(取組内容)

第4条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において、以下のことを明示するものとする。
 - ア 本要領の対象工事であるか否か
 - イ 対象工事の場合で、第2条第2号キに該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 対象外工事の場合はその理由
- (2) 発注者は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 発注者は、当初設計において、週休2日制工事の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、施工後に現場閉所状況を確認し週休2日制工事を達成できない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約するものとする。
- (4) 受注者は、当初施工計画書に、現場閉所の計画及び非対象期間が分かる現場閉所計画書を添付し、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 受注者は、施工後、速やかに工事打合簿により実施状況（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (6) 発注者が週休2日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
(週休2日の取得に要する費用の計上)

第5条 対象工事に係る経費には、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

経費	補正係数
労務費	1.02
共通仮設費率	1.01

現場管理費率	1.02
--------	------

- (1) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙 1 による
- (2) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙 2 による
- (3) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙 3 による

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
道路植栽工		1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01

FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H 型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数
硬質塩化ビニル管設置工		1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01
砂基礎工	人力施工	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02
組立マンホール設置工		1.01
小型マンホール工		1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00
取付管及びます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01